

北陸地方整備局建政部
記者発表

配布日時	平成29年3月10日
取り扱い	15時30分 解禁

建設業者に対する監督処分について

国土交通省北陸地方整備局長は、下記のとおり、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 監督処分を受けた建設業者

建設業者名	許可番号	代表者氏名	所在地
株式会社サワヤ	国土交通大臣 (般-25) 第25196号	尾崎 東志郎	石川県金沢市駅西本町 3-18-30

2. 処分年月日

平成29年3月10日

3. 処分の内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

4. 処分の原因となる事実

平成27年9月4日、株式会社サワヤが請け負った白山市安養寺町に所在する店舗の電気メーター取替等を行う工事において、作業区域の上方をブルーシートで覆う作業を行っていたところ、店舗の壁面に立て掛けた梯子の上から同社作業員が墜落して死亡する事故が発生した。

この件について、同作業箇所は地上から約5メートルの箇所で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、高所作業車等を使用する等により作業床を設けることが容易であったのにこれを設けず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じていなかったとして、同社及び同社従業員は労働安全衛生法違反により、平成28年8月2日に金沢簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

発表記者クラブ	問い合わせ先
(新潟県) 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ (富山県) 富山県政記者クラブ (石川県) 石川県政記者クラブ	国土交通省 北陸地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 富樫 (内線6119) 計画・建設産業課 課長補佐 池田 (内線6142) 電話 025-370-6571 FAX 025-280-8746